

要 望 事 項	(1) 西多摩地域の環境保全対策等の推進
------------------	----------------------

要望先 環 境 局

(要 旨)

大気汚染及び河川水質汚濁の防止など、西多摩地域における環境保全対策等を充実強化されたい。また、町村が行っている環境関係の各種調査等へ財政支援及び技術指導を行われたい。

(説 明)

西多摩地域は、良好な自然環境を活かした都民のオアシスとしての機能を果たしている。しかし、近年の自動車交通量の増加に伴い、排気ガスによる大気汚染が山間部にも広がり、自然環境への影響が懸念される。

また、清流としてアピールしている河川についても、水質の状況を常に把握し、保全していく必要があることから、大気環境及び河川水質の状況について、測定・監視体制の充実強化が必要である。

また、町村が行っている環境関係の各種調査等に係る経済的な負担も大きいことから財政支援及び技術指導が必要である。

要 望 事 項	(2) し尿等生活排水対策の推進
------------------	------------------

要望先 環 境 局
(総 務 局)
(都市整備局)
(下 水 道 局)

(要 旨)

水質保全対策及び生活環境保全のため、次の事項について措置されたい。

- ① 浄化槽の設置など生活排水対策に係る施設整備に対する財政支援の充実強化及び維持管理に対する財政支援制度の創設
- ② 山間・島しょ地域の実情に応じたし尿等生活排水対策を促進するための都としての技術・財政支援
- ③ 国の「浄化槽市町村整備推進事業」に対する補助金と同程度の財政支援

(説 明)

下水道未整備地域における公共用水域の水質保全及び廃棄物処理法に対する適正な対応による生活環境保全など、し尿等生活排水対策の推進が町村の重要な課題となっている。

事業方式として、特別区においては、東京都下水道局が公共下水道を運営しており、東京都の指導も得て、多摩地域では都の流域下水道本部が市町村が整備した下水道からの下水を受け、排除、処理するための流域下水道を運営している。

一方、島しょ地域では、公共下水道から個別排水処理施設整備事業までの多種類の下水道（類似施設）を単独町村で運営し、それぞれの地域特性に応じた方式により整備促進を図っているところである。

しかし、山間・島しょ地域におけるし尿等生活排水対策は、地理的な条件等から高コストとなり、町村に過重な財政負担が生じることから、容易に進捗しない実情がある。

このため、施設整備に対する財政支援の充実強化とともに、特に整備後の維持管理に対する財政支援制度の創設について、国への働きかけが必要である。

要望事項	(3) 国立公園及び自然公園内施設の整備 促進
------	--------------------------------

要望先 環 境 局

(要 旨)

国立公園及び自然公園内施設について、次の事項を整備促進されたい。

- ① 雨・塩害等により老朽化の著しい施設（拠点休憩所、登山道、遊歩道、指導標、公衆便所、駐車場、更衣シャワー室等）の改修、整備の積極的な促進
- ② 登山道、遊歩道の道迷い対策の強化

(説 明)

- ① 山間、島しょ地域は国立公園に含まれ、自然に恵まれた都民の憩いの場、レクリエーション地域として大きな役割を果たしている。

しかし、風雨・塩害等の厳しい自然条件下で登山道の崩落や自然公園施設の指導標、案内板、休憩所等の老朽化が著しく、利用者の危険を未然に防止する必要がある。

また、公園内公衆便所についても未だに汲み取り式便所が利用されている状況もあり、環境衛生の観点からも早急に水洗式に改修するとともに、歩道の起点となる場所に公衆便所を新たに設置するなど、利用性の向上を図る必要がある。

都民に豊かな憩いの場を提供し、貴重なレクリエーションエリアとして位置づけるためにも、また、団塊世代の退職等により、自然を満喫する人が増え、登山や散策に訪れる人の安全を確保するためにも、公園内施設の改修を含め、新たな視点に立った自然公園の整備が必要である。

- ② 近年の登山客等の遭難事故原因を見ると、一番の原因は「道迷い」であり、道標や案内板が老朽化・破損しているため分かりにくいことによるものである。自然公園の管理については、以前は建設局（西部公園管理事務所）で行われており、毎年積極的に整備をされていたが、環境局の管理となって以降は整備の遅れが目立ち、登山道のいたるところで道標や案内板が破損している状況にあるため、このことが「道迷い」の遭難事故が多く発生している一つの要因と考えられる。中高年のハイカーや山ガールなど、登山・ハイキングをする方が年々多くなっており、それに比例して山岳遭難

事故発生件数も増加しているため、事故を未然に防ぐためには環境局が現状を把握し、本当に安全で安心したハイキングや登山が出来るよう早急に登山道や遊歩道の道標・案内板の整備が必要となる。

要 望 事 項	(4) 希少生態系の保全
------------------	--------------

要望先 環 境 局
(総 務 局)
(産業労働局)
(建 設 局)
(港 湾 局)
(教 育 庁)

(要 旨)

小笠原諸島への移入動植物が小笠原全域で固有の生態系を攪乱しており、自然環境全般の一体的な保全に向けた総合的な対策を講じられたい。

- ① 小笠原諸島に固有な希少動・植物で構成される生態系への移入種などによる悪影響の防止及び総合窓口の設置
- ② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害防除対策
- ③ 野ヤギ駆除対策の充実及び農業被害の防止
- ④ イエシロアリ総合対策の実施
- ⑤ ネズミ類対策の支援

(説 明)

① 小笠原諸島の希少動・植物からなる固有の自然環境は、野ネコ、イエシロアリ、野ヤギ、アフリカマイマイ、プラナリア、グリーンアノール、アカギ、クリノイガ、ガジュマル、リュウキュウマツ等の様々な移入種により、その生態系を攪乱され、希少動・植物は減少傾向にある。特に移入種の中には小笠原の気候風土に適合し大量増殖するものもあり、自然環境及び生活環境の双方に悪影響を及ぼしている。

移入種の中には生態系の中で循環の一部となりつつあるものもあり、駆除しただけでは逆に事態を悪化させる場合もある。例えば、属島部ではノヤギ駆除後、希少植物や在来植生の回復とともに外来植物の拡大も見受けられ、さらにはネズミ類の増加が懸念されている状況である。また、父島・母島では農業被害等が懸念される状況も生まれている。これらを一体的に捉えた総合的な対策が必要となっており、都においても取組の継続と対策の強化をお願いしたい。

さらに、小笠原においては、自然環境と生活環境が密接しており、世界自然遺産の価値を保全するために移入種対策等を実施するにあたっては、村民生活への影響を免れない。

また、世界自然遺産の価値に触れることを求めて訪れる観光客等の来島により、意図せず新たな移入種が持ち込まれるリスクにも常にさらされている。そのため、世界自然遺産の価値を継続して守りながら、人の生活や産業との両立を図っていくためには島民や来島者の理解を得るための総合的な普及啓発や情報発信が不可欠である。

② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害は、栽培種、部位共に拡大している。そのため、各栽培者（家庭菜園者を含む）及び行政機関は、農作物被害の防除と「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」「文化財保護法」等による保護の両立に苦慮している。については、農業分野における専門職の組織を持つ東京都において、長期にわたる生態調査や慎重な配慮の下での物理的防除実験をしたうえで、これらに基づいた農作物被害防除方法及び防除対策を確立し、普及することが必要である。

③ 父島においては、野ヤギはここ数年、相当数増加していると考えられており、農業被害も多く報告されているが、固有種等、貴重な植生への影響も懸念されている。

貴重な自然環境を保護する観点から、移入種排除、植生被害防止の枠組みで捉え、駆除の推進を図ることが必要である。

④ 父島では「人とシロアリの住み分け」方針によるシロアリ対策を小笠原村が継続的に実施してきたことにより相当の成果を上げているが、集落周辺や山林域では依然として猛威を振るい、固有植物を含む木質植物に大きな影響を与えている。特に集落内の都立大神山公園内で放置されている切株にイエシロアリが侵入しており、周辺への羽アリ拡散源となっているため早急な対策が必要である。

また、母島ではイエシロアリは生息していなかったが、平成10年に長浜トンネル記念植樹帯からイエシロアリが発見され、以後「根絶」方針によるシロアリ対策を小笠原村が行っている。しかし、平成24年に新たに蝙蝠谷仮置場でのイエシロアリ定着が確認され、同仮置場管理者の東京都が対策を講じている最中であるが、イエシロアリの生態から、敷地内だけでなく周辺を含めた対策が必要である。この他、東京都管理下の庁舎・職員住宅・農業センター・都営住宅・公園・港湾・漁港・高等学校敷地や外来樹木駆除事業に係るイエシロアリ蔓延防止対策を、事業主体の管理責任の下に講じていただきたい。

なお、平成6年の行政監察局の勧告に対する改善措置が十分には講じられていない

ため、勧告の意義を再認識したうえで、新たな小笠原諸島振興開発計画にも記載されたとおり、関係機関が連携して総合的な対策を引続き推進する必要がある。

イエシロアリは、IUCN（国際自然保護連合）の「世界の外来侵入種ワースト100」にも挙げられており、生活環境と貴重な自然環境を保全する観点から、拡散防止や生態系攪乱被害防止も含めた総合的な対策の実施を強く要望する。

- ⑤ 昨年来から村内でのネズミ被害の増加が問題となっており、属島および父島・母島それぞれにおいて、早急な対応策が求められている。属島では世界自然遺産の中核的な価値である陸産貝類のネズミ類の食害による絶滅について懸念される危機的な状況であることから、より実効的な対策の実施と対策を担う体制構築・人材育成が必要である。

また、有人島においては、ネズミ類の増加による農業被害や村民生活にもさまざまな被害を与える可能性があるため、自然環境・住環境の両面に配慮した対策を強化・支援していただきたい。

要望事項	(5) 廃棄物処理施設整備等（中間処理施設を含む）に係る財政援助の充実及び中間処理施設建設後の運営管理に対する補助制度の創設
------	--

要望先 環 境 局

(要 旨)

廃棄物処理施設等の整備促進を図るため、次の事項について積極的な支援をされたい。

- ① 廃棄物処理施設整備等に係る技術的及び財政的援助
- ② 管理型最終処分場に係る供用開始後の施設維持管理経費等の補助制度の創設及びごみ広域化処理に伴う輸送費の補助制度の充実
- ③ 島しょ町村における中間処理施設等の整備後の運営及び維持管理に対する補助制度の創設

(説 明)

- ① 最終処分場及び中間処理施設などの廃棄物処理施設整備に対する国の財政支援については、三位一体改革に伴い、廃棄物処理施設整備費国庫補助金制度が廃止され、循環型社会形成推進交付金制度に変更された。

このような動きの中で、町村においては、ごみの適正化处理、ダイオキシンばく露防止対策や飛灰対策等のため、新たな施設整備や設備改良が求められており、その対策に苦慮しているところである。

これら施設設備の整備促進を図るため、町村の財政負担増に対する都としての財政支援を充実強化することが必要である。

特に、国の支援制度で認められている旧焼却施設の解体撤去費について、都としての財政支援が必要である。

また、中間処理施設等は、リサイクル啓発施設としての役割も果たすものであり、地域社会における教育的効果等の面から付加機能の充実が求められるため、建設・維持費が高騰している。こうした技術的・財政的負担に対して、循環型社会づくりを広域的に推進する観点からの指導・支援が必要である。

さらに、町村でのごみ処理システムにおける I S O 取得を促進するため、都の取り

組みのノウハウを生かした技術支援が必要である。

- ② 島しょ町村では、管理型最終処分場の整備を推進してきたが、供用開始後においては、維持管理経費等の膨大な経費が見込まれることから、補助制度の創設が必要である。

また、供用開始の大島最終処分場のみならず、完成後の八丈島最終処分場へも、島しょ町村は焼却灰等を搬入するため、海上輸送費の経費負担が将来にわたって続くことになり、新たな視点での財政支援が必要である。

- ③ 各町村では、ごみの減量化・リサイクルには鋭意努力しているが、管理型処分場に搬入されるごみの種類は将来的に多岐にわたることも予想され、同処分場の延命化を図るためにも、島しょ町村では、早急に中間処理施設等を整備・改修する必要性に迫られている。

しかしながら、財政が極めて脆弱な町村にとっては、都によるこれまで以上の財政支援がなければ建設はおろか改修すら全く不可能である。

また、中間処理施設等の建設後の運営管理についても、ある程度の規模で共同処理の方が経済的、効率的であるが、島しょ町村では、地理的な条件を考慮すると共同処理を行うことが困難な状況であり、独自処理となると維持管理を含めた財政支援がなければ、廃棄物処理を適正に行うことができないという厳しい実態があることから、補助制度の創設が必要である。

要 望 事 項	(6) 島しょ地域の管理型最終処分場 整備事業等に係る財政支援
------------------	--

要望先 環 境 局

(要 旨)

島しょ地域の管理型最終処分場の整備促進を図るため、後年度の地方債償還に対する補助制度を創設されたい。

(説 明)

島しょ8町村（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村）では、管理型最終処分場の整備を推進してきたが、当事業に係わる経費は、施設整備、運営経費のほか、それに伴う中間処理施設の整備及びその維持管理費、輸送費等を含めると、町村の負担能力を超える膨大な経費が必要である。

このままでは、将来の島しょ町村は、管理型最終処分場等の整備と運営とによって財政面において大きな制約を受け、身動きもままならない状況に追い込まれ、住民サービスの提供に多大な支障が生じてくる。

上記のような事業が、島しょ町村にとっては過大な負担となっており、適切な環境行政を今後も円滑に推進・継続していくためには、後年度の負担軽減も視野に入れた特段の財政支援が必要である。

要 望 事 項	(7) 廃棄物処理対策の促進とごみの減 量化等に対する調整・指導・財政支 援の充実
------------------	---

要望先 環 境 局

(総 務 局)

(要 旨)

一般廃棄物処理事業に対し、技術指導及び財政支援を図られたい。

- ① ごみの減量化及び広域資源循環の推進等に対する調整・指導・PR及び財政支援の充実
- ② スチール缶、ダンボール、紙パックなどの処理に対する財政支援
- ③ 家電リサイクル法施行に伴う不法投棄家電の処分費用に対する財政支援
- ④ 家電リサイクル法の強化及び適用品目以外の処理に対する財政支援
- ⑤ 小型家電等の島外搬出における海上運賃、都内陸上運賃、処理費用に対する財政支援
- ⑥ 容器包装リサイクル品目を処理する施設の建設整備に伴う財政支援等
- ⑦ 資源集団回収団体に対する補助制度の新設
- ⑧ 島しょ地域における円滑な家電リサイクル法及び資源有効利用促進法への対応促進
- ⑨ 島しょ地域における自動車リサイクル法への対応促進
- ⑩ 島しょ地域における循環型社会の推進に係る交付税措置の適正化
- ⑪ 指定一般廃棄物（廃タイヤ）の島外搬出に対する財政支援

(説 明)

- ① 離島において循環型社会形成を推進するため、本土と連携したごみの減量化・広域資源循環を促進するため、町村に対する技術的・財政的な支援を充実するとともに、事業者処理責任の確立など企業に対する指導・PRを積極的に行うことが必要である。
また、リサイクル率向上のため本土への運搬費助成や、リサイクル率を向上させたのちの、他区市町村に存する焼却施設を含むごみ処理施設への搬入等、広域適正処理の調整により、島しょ地域と本土を結ぶ広域資源循環を促進することが必要である。
- ② 容器包装リサイクル法施行以降も、スチール缶、ダンボール、紙パックなどの逆有償化が問題となっていることから、処理経費に対する財政支援が必要である。
- ③ 平成13年4月1日から施行された家電リサイクル法に伴い、都市部に隣接した山間部では、町外からの家電製品の不法投棄が後を絶たず、町村に財政負担が生じてい

る。これらの不法投棄は、市町村の行政区域を越境して行われており、単一の町村で対応することは適当でないことから、不法投棄された家電製品の処分費用について、広域的観点から東京都の財政支援を行うことが必要である。

- ④ フロンを冷媒として使用している全種類の家電を、家電リサイクル法の適用対象とするよう国等関係機関に働きかけるとともに、適用対象外の品目を自主的に回収している町村に対しては、財政支援が必要である。
- ⑤ 離島である島しょ地域においては、小型家電等及びその他粗大ごみ等を適正にリサイクルするためには島外搬出しなければならないが、陸・海上輸送費等に莫大な費用を要する。平成24年10月に供用開始した「八丈島一般廃棄物管理型最終処分場」をもって、島しょ地域における焼却灰の島外排出経費支援は終了したが、新たな視点での財政支援が必要である。
- ⑥ 容器包装物の分別収集に伴い必要となるストックヤード、選別、圧縮施設の用地確保及び施設建設・整備等に対して、財政支援の強化を図るとともに、収集運搬・選別処理・保管負担も含んだ事業者の負担強化等、発生抑制への誘導策等について、取り組みの強化が必要である。
- ⑦ 資源物集団回収団体が行う回収について、奨励金を支出しているが、資源回収リサイクルシステムの維持・堅持のためにも、東京都補助制度の創設が必要である。
- ⑧ 島しょ地域においては、家電リサイクル法によって排出された家電製品を本土まで海上運搬のできる許可業者が少ないため、その排出から引渡しまでの対策に苦慮しているところである。

家電リサイクル法対象物の離島海上輸送費用は、家電製品協会が平成21年2月から支援を始めたが、期間限定の上、支援要件が厳しく、その上平成29年12月末をもって当該支援は終了する。近隣に指定取引場所が存在しない島しょ住民は、支援終了に伴う大幅な輸送費用負担増に不安を抱いており、支援継続のための関係機関への働きかけが必要である。

また、事業系パソコンについても、再資源化に対する対策が不十分であり、一部の製品については、市町村が回収し、廃棄物として処理している。このため、島しょ地域の地理的条件も勘案し、指定引渡し場所等について弾力的な運用を行うなど、家電リサイクル法の円滑な施行のために必要な特例措置及び資源有効利用促進法の適切な対応について、国等関係機関に働きかける必要がある。

- ⑨ 島しょ地域の廃車処理については、離島の地理的条件を考慮した弾力的な運用と財政支援について、引き続き指定再資源化機関の資金協力及び自動車リサイクル全般の

運用が円滑に行われるよう国への働きかけが必要である。

- ⑩ 島しょ地域における循環型社会の推進に係る国の交付税措置に対し、離島の地理的条件や交通事情等が適正に評価されるよう国等関係機関への働きかけが必要である。
- ⑪ 廃タイヤの処理方法として焼却処分してきたが、度重なる焼却炉の故障等により、島内処理から島外搬出に切替えるため、搬出に伴う運搬費用の補助制度の創設が必要である。

要望事項	(8) 花粉症発生源対策の計画的な執行 及び事業の改善
------	------------------------------------

要望先 環 境 局

(産業労働局)

(要 旨)

花粉症発生源対策の事業を効率的、効果的に実施するため、次の事項を拡充されたい。

- ① 主伐事業による花粉発生源対策の充実・強化
- ② 枝打ち事業の期間延長と面積拡大及び人材の育成・確保
- ③ 伐採木を活用するための加工センターの整備

(説 明)

- ① 東京都は、従前の「スギ花粉発生源対策事業」を平成27年度から「森林循環促進事業」へと再構築を図り、主伐材搬出補助事業や低コスト林業技術の普及等と主伐事業による花粉発生源対策とを統合した。事業の再構築があつたとしても主伐後の少花粉種への植え替え等、スギ花粉発生源対策を一層推進されたい。

また、「森林循環促進事業」では、ヒノキ林もその対象としており、この事業も含めて総合的、効果的な花粉症発生源対策の実施を図られたい。

- ② 多くの都民が苦しめられている花粉症については、発生源対策として行われている各種事業が非常に有効な施策であり、山林所有者からの要望が多く、森林再生事業(間伐)の新規協定締結者確保にも有効であるため、平成28年度以降も、枝打ち事業の期間延長をお願いしたい。

枝打ち事業は、森林再生実施面積の3割を対象としているが、本事業をより効果的に行うため、さらなる面積の拡大が必要である。

また、事業実施を担う労働力についても、育成・確保するための措置を講じられたい。

なお、花粉症発生源対策(枝打ち)事業と森林再生事業(間伐)との同時期、同所実施など、事業の円滑化を考慮した執行を図られたい。

- ③ 他県では、県産材加工センター等を整備しているが、西多摩地域の製材所等については、機器類等の整備が立ち遅れている。本事業で出荷された木材を製材するにあた

り、他県との競争力を培えるよう、指導・機器導入補助の一層の拡充、また、加工センター等の整備を図られたい。

要 望 事 項	(9) エコツーリズムの推進
------------------	----------------

要望先 環 境 局
(総 務 局)
(産業労働局)

(要 旨)

自然環境保護の観点から受入れ地域の生態系などの自然環境や生活・文化を損なわずに行う観光振興としてのエコツーリズムを推進するため、次の事項について措置されたい。

- ① エコツーリズム推進のための「庁内連絡調整会議」による総合調整の充実
- ② 東京都自然ガイド制度の充実
- ③ 「東京都版エコツーリズム」推進のための施策の充実
- ④ 町村におけるエコツーリズム推進施策に対する財政支援
- ⑤ 魅力ある観光地づくり事業（ハード及びソフト）に対する財政支援

(説 明)

- ① 各局は、エコツーリズムを推進するため、様々な事業を実施しているが、これら事業の連携を図り、効率的・有効的な施策を推進するための総合調整を充実させる必要がある。
- ② 自然ガイドの資質を向上させるため、モニター調査を実施するなど制度の充実を図ることが必要である。
- ③ 貴重な自然環境を保護するとともに、観光振興を図っていくことを目的とした「東京都版エコツーリズム」を推進するため、モニタリング調査の継続とそれに基づくルールの見直しや啓発活動など施策の充実を図ることが必要である。
- ④ エコツーリズムによる地域振興を図るためには、地域の発意と創意による地域特性を生かした施策の推進が必要であり、各町村独自の取り組みに対する財政支援が必要である。
- ⑤ 魅力ある観光地を形成していくための観光スポットの開拓、自然と調和した景観をもつまちづくり等に対する財政支援の充実が必要である。

要望事項	(10) 自然公園施設の建設整備及び区域 設定の見直し
------	------------------------------------

要望先 環 境 局

(建 設 局)

(要 旨)

恵まれた自然環境を憩いの場として多くの都民が利用できるよう、次の施設について建設、整備の促進を図られたい。また、自然公園の区域設定について、実情に即した見直しを図るよう国へ要望されたい。

- ① 日の出山山頂周辺の整備促進 (日の出町)
- ② 多摩川、秋川沿いの遊歩道の整備促進 (檜原村・奥多摩町)
- ③ 奥多摩の山頂や尾根筋の眺望確保のための整備促進 (檜原村・奥多摩町)
- ④ 都立奥多摩湖畔公園(山のふるさと村)の木造東屋(野外ステージ)の
拡張及び広場への芝張等の整備促進 (奥多摩町)
- ⑤ 遊歩道「吉野氷川線」の早期全線整備 (奥多摩町)
- ⑥ 製氷海岸の海域公園隣接地域としての整備 (小笠原村)
- ⑦ 父島つつじ山南麓線の整備促進 (小笠原村)

(説 明)

奥多摩及び秋川流域は、秩父多摩甲斐国立公園と都立自然公園に、島しょ地域は、富士箱根伊豆国立公園と小笠原国立公園にそれぞれ指定されており、その恵まれた自然環境は都民のレクリエーションエリアとして広く利用されている。これらの地域は、都民の共有財産としての認識のもとで、守り育てていかなければならない重要な地域である。

そのため、清流と緑と海浜を保全、育成することによって、来訪者の利便性向上と、危険防止を図り、安心して自然環境を堪能できるよう、自然公園施設の建設整備が必要である。また、現在の自然公園の区域設定については、産業振興、有効的な土地利用等を図るうえで地域の実情に即していないため、早急に見直しを図るよう、国へ要望が必要である。

東京都で認定している遊歩道「吉野氷川線」は未整備箇所、特に古里～鳩ノ巣間は未整備な危険箇所が多い。近年、このルートは人気スポットとして多数のハイカーが歩行

しているが、先の東日本大震災による落石で一部区間が通行止めとなっており、再開の見通しも立っていない。

来町したハイカーは国道を通行せざるを得ず、運転者共に危険を感じている。通行止め区間上部は転石等で不安定な状況であり、ハイカーが安全・安心して観光できるよう早急に再整備する必要がある。

要 望 事 項	(11) 有害鳥獣等駆除対策の実施
------------------	-------------------

要望先 環 境 局

(産業労働局)

(要 旨)

有害鳥獣・森林病虫害等の駆除、防除等について、次の事項を早急に実施されたい。

- ① 農作物に被害を与える有害鳥獣（サル、ニホンジカ、イノシシ、カラス、ノヤギ、リス、キョン等）の駆除、防除対策の推進、東京都農作物獣害防止対策事業の充実
- ② 森林病虫害（マツクイムシ、カシノナガキクイムシ）等の防除対策に対する指導及び助成の充実
- ③ 椿林害虫（ハスオビエダシャク、茶毒蛾）の防除対策に対する指導援助
- ④ 白蟻（イエシロアリ）の駆除、防除対策に対する指導援助
- ⑤ 一般狩猟でのツキノワグマの捕獲禁止に対する対策の強化と対策実施市町村への財政支援強化

(説 明)

農作物に被害を与える有害鳥獣（サル、ニホンジカ、イノシシ、カラス、ノヤギ、リス、キョン等）及び森林病虫害（マツクイムシ、カシノナガキクイムシ）・椿林害虫（ハスオビエダシャク、茶毒蛾）・白蟻（特にイエシロアリ）等の被害は、一旦発生した場合には、甚大なものとなるので、適切な措置を講じるとともに、環境や生態系を配慮した駆除、防除方法の研究も必要である。

特に平成22年には三宅村、御蔵島村、八丈町でカシノナガキクイムシによるスダジイの集団枯損が発生し、現在沈静化しているものの、全国的に見ると終息と思われたところで再発生がみられるなどから、その対応には万全を期すべきである。枯れたスダジイの伐採に対する補助制度を創設するとともに、その原因の究明と今後の防除対策を考えるうえで、被害林の経過観察調査とカシノナガキクイムシの実態調査（航空写真による繁殖状況調査、被害木毎木調査、トラップ調査、全木穿入孔数調査等）、スダジイの樹勢調査（樹木調査、気候との関連調査、三宅島における火山ガスとの関連調査等）及び予防薬剤の早期登録と実地の散布が必要である。

また、狩猟法の改正により駆除した鳥獣の山中での解体、埋設処理が困難になったことから、適正な事業執行を行うため、東京都農作物獣害防止対策事業の充実が必要である。

なお、ツキノワグマの絶滅が危惧されることから、東京都では平成20年4月1日から一般狩猟の捕獲が禁止となっている。貴重で希少なツキノワグマを保護していくためには、生息頭数調査とそれに基づく保護管理計画の樹立が必要である。

昨年は川苔山付近で人身被害が発生し、奥多摩駅周辺でも出没報告があり、学校の教師やPTAが通学路での警戒や安全監視等の対応を行っており、地域住民の日常生活に支障をきたしている。このままの状況が続くと人的な被害が発生することが懸念され、特に小学生や高齢者等の住民が襲われた場合は重大な事故が発生する危険性もあるため、住民の安全・安心を守るための抜本的な対策を講じる必要がある。

人家周辺でツキノワグマが目撃されると、猟友会に依頼し現場の調査・見回り・捕獲罠の設置や状況によっては捕獲等を行っている。これらツキノワグマとの軋轢回避のための費用や捕獲罠の購入費用等の財政支援をお願いしたい。

要 望 事 項	(12) 小笠原空港の開設に向けたP Iの 早期実施
------------------	-----------------------------------

要望先 環 境 局
(政策企画局)
(総 務 局)
(都市整備局)
(港 湾 局)

(要 旨)

小笠原空港の開設に向け、検討が進められている空港整備に係る計画案を国（国土交通省航空局）の助言のもとに、できる限り早期に取りまとめ、その上で平成21年6月に策定済みである「小笠原航空路パブリック・インボルブメント実施計画書」に基づくP I活動を早期に実施されたい。

(説 明)

小笠原諸島が日本に復帰した当初から計画され検討されてきている小笠原空港については、紆余曲折を経ているが、結果として、間もなく復帰50年を迎えようとする現在においても、その開設の目途が付いていない現状である。

その間、東京都においては、毎年度、調査を精力的に実施され、検討を積み重ねてきていることは承知しているところであるが、他の空港整備に比べても、計画案の取りまとめに多くの時間が費やされている。

また、東京都の小笠原空港に関する情報として、課題の整理や検討、調整を進めていく旨が伝えられているが、「いつまでに」という具体的な情報がない状況である。

航空技術開発の動向は目まぐるしく変遷しているが、現在、東京都において検討が進められている3つの空港計画案についても、過去の空港計画案の内容と比べて、現実的で、かつ方法論として実現可能性のある案も含め検討している現状の中で結論を出すべきであると考えます。そのために、3つの計画案について、精力的に課題解決の調整、検討を行い、それを取りまとめ、事業主体として小笠原空港の事業化に取り組むか否かの判断材料の一つであるP Iを早期に実施していただきたい。

要 望 事 項	(13) 安定型最終処分場の建設に対する 財政支援
------------------	----------------------------------

要望先 環 境 局

(要 旨)

安定5品目（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類（コンクリート殻））を埋め立て処理するための安定型最終処分場建設に対する財政支援を図られたい。

(説 明)

循環型社会に向けて、現在、島しょ地域の各町村においては、中間処理を実施して減容化等の努力をしているが、離島であるため島外搬出処理に多大な経費がかかり、現状の処理方法であると町村の負担能力を超える膨大な経費が必要となる。

このため、今後、安定5品目については、町村によっては安定型最終処分場を整備し、埋め立て処理をする計画がある。安定型処分場の建設を町村単独で行うことは財政面で厳しく一層の財政支援が必要である。

要望事項	(14) 世界自然遺産登録後の継続的な 施策の推進
------	----------------------------------

要望先 環 境 局

(要 旨)

世界自然遺産登録後も遺産価値保全のために、引き続きその管理体制について積極的に措置されたい。

- ① 世界遺産センターにおける傷病鳥獣保護機能確保への支援
- ② 首都大学東京の小笠原研究施設における遺産価値保全の拠点機能強化
- ③ 兄島に新たに侵入したグリーンアノール根絶に向けた対策の推進
- ④ 小笠原諸島世界自然遺産の管理組織の設置

(説 明)

- ① 世界遺産センターについては、環境省施設として平成29年度開設に向けて各関係機関と調整中であるが、当該施設内の傷害病鳥施設は小笠原固有の天然記念物（オガサワラオオコウモリ、アホウドリ、アカガシラカラスバト、メグロ）及び希少な海鳥類の保護施設として必要不可欠な施設であり、村からの要望により当該施設の確保について了承を頂いたところである。

運営面では東京都獣医師会が獣医師の派遣を検討しているが、それに伴う診療施設の設備類及び獣医師の報酬部分については、環境省として対応できない状況であるため、環境局の鳥獣保護政策の中での対応を検討していただきたい。

- ② 将来にわたって小笠原の遺産価値を保全していくため、あるいは世界遺産としての価値を更に補足していくため、首都大学東京に集約されている小笠原諸島の研究に関する成果の活用と更なる研究の推進が不可欠である。特に、遺産価値保全のために実施されている新たな対策等に係る様々な研究資料や技術的知見を集積するとともに、保全対策を専門的な見地から取りまとめることができる現場感覚を持った研究者を配置するなど、遺産価値保全の拠点として機能強化をお願いしたい。

また、今後環境省で整備予定の世界遺産センターや小笠原ビジターセンターとも連携し、研究資料を収集・展示する機能を強化することで、島民や来島者への情報発信

や普及啓発の拠点としての役割も期待されるほか、永続的な取組を支える人材育成や集積された知見の活用による来島者の体験の深化、エコツーリズムの発展にも資することから、特段のご配慮をお願いしたい。

- ③ 平成25年3月、それまで生息が確認されていなかった兄島にグリーンアノールが侵入したことが判明し、速やかに東京都と国、地元NPO等が協力して拡散を防ぐための捕獲を含め、未侵入地域への防護柵等の設置や作業道の整備など実施していただいた。

しかしながら、グリーンアノールの発見北限が広がりを見せるなど生息域が拡大傾向にあるため、弟島へのグリーンアノール侵入のリスクを低減させる柵の設置など、早急に対策をお願いしたい。

- ④ 小笠原諸島はその生態系やそれを構成する固有の動植物は、現在想定されていない事象（新たな外来種の侵入、大型台風の襲来、気候変動等）があると、自然遺産そのものの価値が一瞬にして失われる可能性があるほど脆弱であることに加え、東京から1000km離れた遠隔離島であるため、保全対策を進める上での人材の確保や進捗の管理に特段の配慮が必要である。そのため、関係機関が一体となって遺産価値を保全する管理計画を適正に執行するための管理組織（財団等）について検討をお願いしたい。

要 望 事 項	(15) 世界ジオパーク認定に向けての 施策の推進
------------------	----------------------------------

要望先 環 境 局

(産業労働局)

(要 旨)

世界ジオパーク認定に向けて施策を推進していく上での関係機関との調整及び財政措置を図られたい。

(説 明)

大島町では、平成22年9月14日に関東地方初の「日本ジオパーク認定」を受けた。このことにより、最終目標として、平成30年度に「世界ジオパーク認定」を目安に、先に認定を受けている地域を上回るレベルの『ジオパーク』を目指し、低迷が続く観光産業への起爆剤として官民一体となって推進活動を継続している。

については、様々な施策をスムーズに実施していくため、東京都による関係機関との調整及び財政措置を図られたい。

また、国に対して、支援体制の整備及び国庫補助事業の創設について働きかけが必要である。

要 望 事 項	(16) 森林再生事業（間伐）の拡大
------------------	--------------------

要望先 環 境 局

(要 旨)

森林再生事業（間伐）の目的である森林の公益的機能を回復させるため、林業経営が困難な状況にあつて荒廃している森林については、所有形態にかかわらず実施対象森林とされたい。

(説 明)

森林再生事業は現在私有林を対象として実施しているが、市町村有林においても人材や財政事情等により手入れがされずに荒廃しており、東京都全域の森林の公益的機能を回復させるためには、市町村有林についても早急に間伐などの森林整備が必要である。

しかしながら、西多摩地区の山間地域を抱える市町村の財政力では、森林整備に充てる財源の確保が困難なことから、森林再生事業の目的である「荒廃が進んでいる人工林を健全な森林に再生する」「森林のもつ公益的機能を回復させる」ためにも、市町村有林についても森林再生事業の対象森林となるように枠を拡大されたい。

要 望 事 項	(17) 横田基地周辺の生活環境整備対策 の推進
------------------	---------------------------------

要望先 環 境 局
(総 務 局)
(都市整備局)
(福祉保健局)

(要 旨)

横田基地から発生する生活環境などの障害に対する諸施策や財政支援について、国に対して積極的に要請されたい。

(説 明)

在日米軍横田基地は、首都圏の密集した市街地に位置し、その区域も6自治体の行政区域にまたがり大きな面積を占めている。そのため、周辺自治体におけるまちづくり及び町の発展の阻害要因となっている。また、周辺住民は航空機騒音に悩まされ続け、特に滑走路延長線上に位置する瑞穂町住民は70年にも及ぶ航空機騒音の被害を受けている。都としても、国に対して渉外関係主要都道県知事連絡協議会などを通じ周辺住民の生活環境整備や障害防止対策など様々な施策を要請しているところであるが、未だ十分とはいえない状況である。

基地交付金や基地周辺対策予算などについては、制度の目的に沿った増額措置がされず、周辺自治体の行財政運営に大きな影響を及ぼしている。特に基地交付金は固定資産税の代替的性格を有するにもかかわらず不十分な水準にある。固定資産税相当額とする基本原則を確保されるよう引き続き要請されたい。また、航空自衛隊航空総隊司令部の移駐に伴い基地内の施設に大幅な変化が見られる。これらの変化が基地交付金の配分に悪影響を及ぼさないように要請されたい。

特に、防音助成事業は、全国一律の基準によらず市街地に所在するという特殊性や世界情勢により運用が激変する米軍の飛行実態を踏まえ、教育施設、病院等の施設の特殊性を十分に配慮されるように制度の見直しを含めて引き続き要請されたい。

また、新型のインフルエンザ等の新興感染症が発生した際の、防疫対策に万全を期すため、日米地位協定の見直しや駐留米軍との覚書の調整などの実効性のある検疫の実施について引き続き要請されたい。

なお、都単独の強行姿勢から、地元との調整を行うという軟化が見られるものの経済性・利便性を主旨とする軍民共用化は、永年にわたり国際平和のために航空機騒音に耐えてきた周辺住民の心情を顧みないものであり、これ以上の騒音の拡大など生活環境への被害の増加に繋がることから推進すべきではない。

要 望 事 項	(18) 木質バイオマス資源の積極的な 利活用への支援
------------------	------------------------------------

要望先 環 境 局

(産業労働局)

(要 旨)

木質バイオマス資源の積極的な利活用について、積極的に支援されたい。

- ① 木質バイオマスを安定した燃料価格とするための林地残材搬出用路網の整備搬出路開設技術の指導
- ② 木質バイオマス資源を地域内で循環させるシステム構築に向けた、指導及び財政支援

(説 明)

- ① 現在、様々な地球温暖化対策の取り組みが進展している中で、木質バイオマスエネルギーを活用した設備は、二酸化炭素の排出量が削減できるだけでなく、工夫次第では燃料費の削減も可能となる。また、地域資源を活用することにより地域活性化にも貢献することができる。

については、木質バイオマスを安定した燃料価格にするため、林地残材が搬出できる路網の整備及び所有者が容易に搬出でき経費を低減するため搬出路開設技術についての指導が必要である。

- ② 木質バイオマス資源を地域内で多く循環させるシステムを構築することにより、地域経済の活性化が図られる。なお、安定的に木材チップを供給するため又、木材産業に従事する人々の雇用の場を設けるためには施設整備が必要であることから、具体的な整備計画の実施に当たって財政的支援を要望する。

要 望 事 項	(19) 海岸保全区域指定と海岸保全 事業の促進
------------------	---------------------------------

要望先 環 境 局
 (建 設 局)
 (港 湾 局)

(要 旨)

地理的条件から台風時等の災害が多発する恐れのある地域について、保全区域の指定と海岸保全事業の一層の促進を図られたい。

① 海岸保全事業の促進

ア 海岸漂着・漂流ごみ処理への対応促進及び財政措置

(大島町・神津島村・御蔵島村・青ヶ島村・小笠原村)

② 台風で崩落した筆島海岸の侵食防止事業と弘法浜大金沢流域整備事業の実施

(大島町)

(説 明)

これまで処理責任の所在が曖昧であった海岸漂着・漂流ごみについては、町村の経費負担で処理してきたが、海岸漂着物処理推進法により漂着物等の処理責任が海岸管理者にあることが明確に定められた。については、都において海岸と一体である港湾・漁港施設や河川の維持に係る漂着・漂流物等の管理と併せ、海岸漂着物等の処理に当たられるとともに、町村が協力できる体制整備が必要である。

また、大島町では、平成25年の台風26号により、海岸の侵食が進行し崖地の一部が崩落したため海浜は未だに危険な状態であり、健全な海浜利用のために整備が急務となっている。

要 望 事 項	(20) 地球温暖化防止策における再生 可能エネルギー対策への財政支援 等の強化
------------------	--

要望先 環 境 局

(要 旨)

地球温暖化防止策に取り組むため、再生可能エネルギー対策への財政支援等を強化されたい。

- ① 再生可能エネルギー利用拡大のための支援
- ② 区市町村との連携による地域環境力活性化事業の補助率の引き上げ及び町村が実施する環境政策推進のための財政的支援の拡充

(説 明)

- ① 太陽光発電、バイオマス発電や廃棄物発電などの再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、都においては、設備投資及びこれらを運用していくための費用に対する財政支援と情報提供が不可欠である。
- ② 現在、各町村は積極的に地球温暖化対策に取り組んでいる。しかし、各町村では自主財源が非常に少なく新たな事業の展開や事業継続のための財源確保に苦慮している。そのため、都においては、当該事業に取り組む町村を支援するため「地域と連携した環境政策推進のための区市町村補助制度」の長期継続と補助対象事業の拡大並びに補助率の引き上げが必要である。

要望事項	(21) CO ₂ 削減に対する支援
------	-------------------------------

要望先 環 境 局

(要 旨)

CO₂削減に対する町村の施策について、都制度の拡充等を図られたい。

- ① 森づくり事業への支援を希望する区市と森林を有する市町村とのコーディネートシステムの構築に対する調整及び支援
- ② 東京都独自のクレジット制度の構築と普及

(説 明)

森林は、木材供給を始め、水源の涵養、土砂災害の防止、CO₂の吸収や癒しの効果など多面的機能を持つ、都民共通のかけがえのない財産である。地球温暖化が進む昨今、地球規模での温室効果ガスの削減が求められており、広大な森林を有し積極的に森林整備を進めている市町村はCO₂の吸収に多大な貢献をしている。

しかし、都民共通の財産である森林を後世に伝え、より一層のCO₂を吸収するには一市町村の力だけでは限界があるため、CO₂の吸収に貢献する広大な森林を有し、積極的に森林整備を進めている市町村への都制度の拡充が必要である。

要 望 事 項	(22) 雪害体制等の充実強化
------------------	-----------------

要望先 環 境 局
(総 務 局)
(建 設 局)

(要 旨)

西多摩町村の雪害対策にあたって、国に対して財源措置を要請するとともに、都においても市町村を支援する体制を確立されたい。

- ① 国道、主要地方道、都道及び生活道の除雪に対する財政支援
(日の出町、檜原村、奥多摩町)
- ② 通行止めとなっている登山道等の整備 (奥多摩町)

(説 明)

西多摩の山間地域では、積雪の回数、積雪量も多く、広範囲に集落が点在しており、高齢化・過疎化に伴い地域の除雪力は低下しているため、車両の通行が遮断されないように、毎年、除雪作業等、雪への対策に多額の費用が掛かっている。財政力が脆弱な町村では除雪費の捻出に苦慮しているところである。

昨年2月に発生した2週にわたる大雪では、西多摩町村の各所で過去に例がない積雪があり、国道、主要地方道、都道及び住民の生活を支える生活道において除雪が出来ない地域が発生し、車両の通行が出来ず、孤立した状況となり生活に多大な影響を及ぼした。

このようなことから、除雪体制の強化のため町村への除雪に対する財政的支援が必要である。

登山道については、崩落や橋、道標等の一部の施設の復旧がされておらず、未だに通行止めの状態が続いている箇所があり、特に奥多摩町は全域が秩父多摩甲斐国立公園に指定され、その恵まれた自然を求めて多くのハイカーや登山客が訪れる観光の町であるので、道迷いなど事故防止の観点からも東京都で管理する登山道の早期整備・道標の復旧が必要となる。

要望事項	(23) 椿林病害虫の発生原因究明と防除 に対する支援強化
------	--------------------------------------

要望先 環 境 局

(要 旨)

利島村のトビモンオオエダシャクによる椿林被害について、発生原因の早期究明と実効性のある防除に対する技術的・財政的支援の強化を図られたい。

(説 明)

利島村では椿林病害虫トビモンオオエダシャクが大量発生し、村の椿林の2割に相当する約30haに被害が及んでいる。トビモンオオエダシャクによる食害は、島の椿油産業に壊滅的な被害を与えることが懸念されている。

これまで、東京都は利島村が行う薬剤散布に対し、技術的・財政的支援を行っており、薬剤散布場所では病害虫の発生が抑制されるなど、一定の効果が確認されているものの、飲料水の水源となっている椿林等には薬剤を散布できない場所もある。

利島村では誘蛾灯の設置を増やして成虫の捕獲に努めるなど、病害虫防除に向けて対策を講じてきたところであるが、被害を食い止めるためには、なお一層の東京都の支援が必要である。

今後、病害虫発生の原因究明等を早期に行った上で、実効性のある防除対策が進むよう、東京都としての取り組み強化を要望する。